

環境省 - 化学物質アドバイザー制度導入へ



The Knights

環境省は 3 月から、化学物質の人体や環境への影響などを住民や企業、自治体にわかりやすく解説する「化学物質アドバイザー」の派遣制度を開始します。

概要: 化学物質や環境リスクについて中立的かつ客観的な情報の提供を行なうことにより、リスクコミュニケーションを推進する化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行なうパイロット事業を開始します。化学物質アドバイザーは、説明会の講師を行ったり、意見交換会などに出席し、対話の過程で出てくる化学物質や環境リスクに関する専門的な情報をわかりやすく説明したりします。

目的: 化学物質やそれらを含む製品自体は私たちの日常生活に非常に身近なものになっていますが、化学物質による影響やその仕組みは多くの人々にとって極めて難解です。このような中で、市民の安全と安心を確保するためには、化学物質に関する情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図る必要があります。これをリスクコミュニケーションといいますが、現在のところ化学物質のリスクコミュニケーションは十分には進んでいません。このため、環境基本計画ではリスクコミュニケーションの推進のための化学物質関連情報の提供や人材の養成が重点的取組事項として掲げられています。今後、PRTR制度により、身の回りの化学物質の環境への排出量・移動量が分かるようになると、リスクコミュニケーションの重要性は一層大きくなるものと考えられます。リスクコミュニケーションに資する人材育成について、環境省ではこれまで検討を進めてきましたが、今般、化学物質に関する正確な情報をわかりやすく伝えることにより対話の推進に役立つことのできる人材(化学物質アドバイザー)の育成・活用に着手することにしました。その一環として、化学物質アドバイザーのニーズや求められる能力・業務等を把握することを目的に、研修・登録・派遣を行なうパイロット事業を開始します。

化学物質アドバイザー(仮称)とは、化学物質アドバイザーは市民、企業、行政からの要請に応じて、化学物質や化学物質による環境リスク、PRTR制度の仕組みに関する疑問に答えたり、関連する情報を提供することにより、化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進をお手伝いします。化学物質アドバイザーの活動は、営利を目的としたものではありません。自発的な協力のもとに情報提供活動を行なっていただきます。

資料: 2003.2.4 読売新聞

環境省ホームページ

衛生検査課 小林 正幸

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 6 製品開発・品質管理に伴う化学分析 |
| 3 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 | 8 委託試験・研究・開発 |

